

## 無人航空機の講習団体及び管理団体の航空局HPに掲載について

### 1. 概要

航空局では、無人航空機の操縦者への講習会の受講を促し操縦技能の底上げを図るため、一定の要件を満たす無人航空機の技能講習を行う民間団体等を航空局HPに掲載し、当該団体の講習修了者は、飛行許可を受ける際の申請書類の一部を省略できる仕組みを、平成29年4月より開始しました。

航空局HP掲載の希望がある講習団体等は以下の流れに沿って手続を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、操縦者が当該団体等の講習を受けるかどうかはあくまで任意であり、講習を受講しない者でも、従来どおり飛行許可・承認の手続は可能です。

### 2. 手続の流れ

- ① [「航空局ホームページに掲載する無人航空機の操縦者に対する技能認証等を実施する団体等の確認手続について\(平成29年3月31日 国空航第11617号\)」](#)を確認し、規定されている要件を満たしていることを確認する。
- ② 要件を満たしている場合は、所定の願出書、マニュアル及びその他の要件を満たすことが確認できる資料について、国土交通省航空局安全部運航安全課に直接お持ちいただくか、下記の宛先に書面又は電子メールで送付する。(なお、直接お持ちいただく場合には、円滑に手続を進めるためにも、事前に電話等でご連絡ください。)
- ③ その後、航空局安全部運航安全課の担当官より、頂いた資料等を確認の上、対面又は電話・メール等で、詳細の内容の確認や場合によっては必要な資料の提出・追記等の依頼を行い、全ての要件を満たすことを確認。(必要に応じて現地に赴いて確認する場合があります)
- ④ 要件を満たしていることを確認した団体には、その旨担当官から連絡を行い、その後航空局HPに団体の名前等について掲載する。

※なお、当該仕組みの開始当初は、多数の新規願出が予想され、手続に相応の時間を要することが見込まれますので、あらかじめご了承をお願いします。

(宛先)

国土交通省航空局安全部運航安全課

住所：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

メールアドレス：hqt-jcab.muji@ml.mlit.go.jp

電話番号：03-5253-8111

(内線：48687、50113、50170、50111)